

## 情報センター・タブレットPC端末貸出要項

令和2年9月23日制定  
次世代教員養成センター長裁定

### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）学生への情報センター（以下「センター」という。）が保有するタブレットPC端末の貸出に関する必要な事項を定めるものとする。

### (貸出目的)

第2条 タブレットPC端末の貸出は、本学学生が、新型コロナウイルスの流行に伴う非対面授業を自宅等で受講可能な環境を構築し、学修の継続を維持するためにこれを行う。

### (貸出品目)

第3条 貸出するタブレットPC端末は、次に掲げる1品目（以下「物品」という。）とする。

- 一 WindowsタブレットPC 1式

### (貸出対象)

第4条 物品の貸出対象者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 奈良教育大学学生
- 二 前号で定めた者の他、情報センター長が特に許可した者

### (貸出手続)

第5条 貸出手続きについては、別途定めるものとする。

### (貸出期間)

第6条 貸出期間については、別途定めるものとする。

### (借受人の管理責任)

第7条 借受人は、物品の利用・保管を適切に行うとともに、貸出期間中の破損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

### (禁止事項)

第8条 借受人は、物品の適切な使用にあたり次に掲げる事項を禁止する。

- 一 第2条の目的以外の利用
- 二 他者への転貸、売却又は譲渡
- 三 インストールされているアプリケーションやファイルの削除又は改ざん
- 四 貸与したソフトウェアに対する著作権の侵害
- 五 不当なハードウェア及びソフトウェアの設定変更

(障害・事故)

第9条 貸出期間中の物品に故障等の障害、破損、紛失、盗難等の事故が生じた場合は、直ちに情報センター情報館に届け出て、その指示に従わなければならない。

- 2 故意又は重大な過失に因り、貸出物品の紛失、盗難又は破損を引き起こした者は、修理又は同等物品の購入にかかる費用を全額負担するものとする。また、その者に対してはその事実が判明した日からその日の属する学期の末日まで貸出停止処分とする。
- 3 貸出停止に伴って生じる当事者の損害に対し、センターは一切の責任を負わない。
- 4 特に酌むべき事情がある場合、前各号に関わらず、貸出停止期間の短縮若しくは負担費用の減免の措置を取る事がある。

(代替機器の貸出)

第10条 前条第1項の届出があった場合には、修理等の期間中、貸出していない物品があれば、借受人に貸出することができる。

(返却)

第11条 貸出期間が終了した場合、貸出期間において貸出対象者ではなくなった場合若しくは貸出期間を超える休学等の場合、又は情報センター長が必要と認めた場合には、借受人は物品を速やかに返却しなければならない。

- 2 借受人は、返却の際、物品内に保存した個人データ等を全て消去し、貸出前の状態に復元しなければならない。
- 3 返却された物品に障害あるいは破損、欠品等がある場合には第9条第2項に従って借受人が費用を負担しなければならない。

(貸出停止)

第12条 借受人がこの要項に違反した場合は、以後の貸出を認めない場合がある。

(自己責任)

第13条 物品の利用は自己責任を原則とし、物品の利用によって生じた損害は借受人本人が負わなければならない。

(その他)

第14条 貸出に関して、この要項で定められていない事項が発生した場合は、情報センター長の判断により取扱を決定する。

附則

この要項は、令和2年9月23日から施行する。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。